

(仮称) 洗足池景観形成重点地区の追加指定等に伴う大田区景観計画の変更(素案)(オレンジ文字・枠(2ページ目以降):第7回景観審議会資料からの加筆修正部分)

■第7回大田区景観審議会の主な意見とその対応について

No	項目	意見の内容	意見に対する対応	本資料該当ページ	備考
1	洗足池公園に関する 内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> 洗足池公園は、景観形成重点地区の大部分を占め、「住宅地内」に含まれるとともに、水と緑の景観の基本になっていることから、洗足池公園の良好な景観形成や保全は重要である。そのため、景観の特徴で洗足池公園についてあまり触れていないので、今後どうしていくかも含めて、きちんと触れておいた方がよい。また、公園から外を見ることばかりに触れているが、公園がどう見られるかということも重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ①「景観の特徴」において、洗足池公園の特徴を追加した。 ②「景観形成の方針」において、洗足池公園の景観形成の方針を追加した。 	5、6 ページ 7 ページ	<ul style="list-style-type: none"> 洗足池公園は景観重要公共施設に指定されている。(大田区景観計画 150、151 ページ参照)
2		<ul style="list-style-type: none"> (仮称) 洗足池景観形成重点地区のどこが重点なのかを分かりやすく丁寧に伝える必要がある。例えば、景観の特徴や景観形成の方針で、洗足池公園の特徴をもう少し記載して良い点をアピールできると良い。国分寺崖線景観形成重点地区は丁寧に書かれている。 			
3	中原街道沿道に関する「景観形成の方針」や「景観形成基準」に関する内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区の中で住宅地内と中原街道沿道に分けて「景観の特徴」や「景観形成の方針」を整理しているのは良いが、「景観形成基準」にはあまり差がない。洗足池駅から出てすぐに目にするのが中原街道なので、中原街道は景観上重要で、景観の変化にとっても影響があるので、「景観形成の方針」では近景の街並みなどもう少し沿道景観のあり方、「景観形成基準」では低層部などの設えを工夫するといった景観形成基準を追加するなど、沿道に関する内容を入れた方がよい。住宅地と中原街道沿道は成り立ちが違うと思うので、もう少し明確に書いた方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ①中原街道沿道の「景観形成の方針」において、沿道景観に関する内容を見直し、低層部(近景)と中高層部(遠景)の見え方の違いへの配慮、歩行環境の快適性向上及びにぎわいの創出に配慮した沿道と一体となった景観づくりを行う内容に見直した。 ②中原街道沿道の「景観形成基準」において、低層部(近景)と中高層部(遠景)の見え方の違いに配慮する基準、商店街に位置する場合のにぎわいの創出に関する基準を追加した。 ③上記2点も踏まえ、中原街道沿道の「景観の特徴」を再整理した。 	7 ページ 8 ページ 5、6 ページ	

1. (仮称) 洗足池景観形成重点地区指定に向けた検討の経緯

- ・大田区景観計画では、区として重点的に景観形成を進める地区として、空港臨海部、国分寺崖線、多摩川、呑川の4地区を「景観形成重点地区」に指定している。また、今後「景観形成重点地区の追加指定を検討する地区」として、「蒲田駅周辺」、「大森駅周辺」、「南北崖線（池上本門寺周辺及び山王周辺）」、「美原通り（旧東海道）」、「羽田地区」の5地区を挙げている。
- ・洗足池周辺は、「景観形成重点地区の追加指定を検討する地区」の5地区と比較して、①景観上の重要な位置づけ（洗足風致地区や洗足風致地区地区計画の指定、大田区景観計画における複数の景観資源や景観重要公共施設の位置づけ）、②地元の景観まちづくりの活発化（洗足池駅前からの洗足池公園への眺望確保のための歩道橋撤去やボートハウスの移設建替え検討）があり、③大田区による旧清明文庫の保全・活用をはじめとした歴史的資源を活かした整備（(仮称) 勝海舟記念館などの整備）が進行中であることから、先行して景観形成重点地区の指定に向けた検討に着手した。

4 【洗足風致地区の住宅地における景観の現況】



緑豊かな低層の住宅地



公園からの緑の連続性を創出する共同住宅

4 【中原街道の景観の現況】



歩道橋撤去（平成29年1月）後の中原街道
（写真左に見えるのはポートハウス）



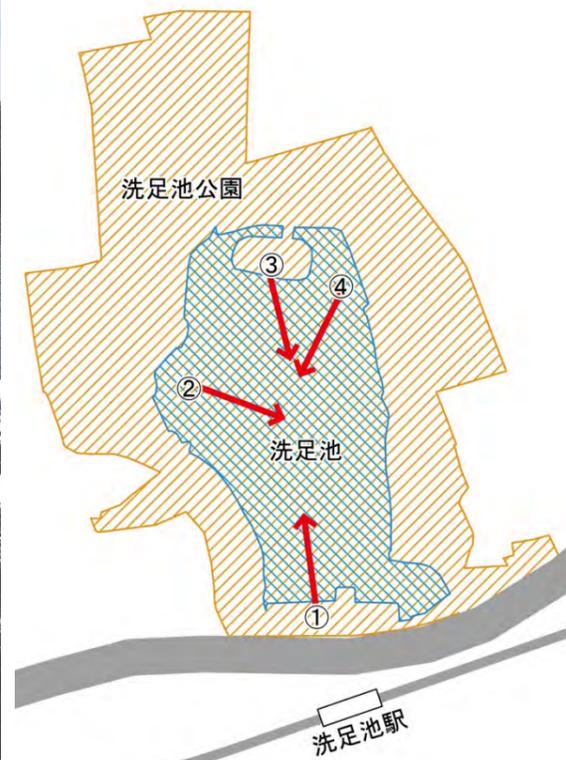
歩道橋撤去（平成29年1月）後の
洗足池駅前からポートハウスへの眺め

4 【洗足池公園からの景観の現況】

①公園外周の樹木のスカイラインによって良好な景観を形成



③公園から見える建築物正面や頂部のデザイン、緑との調和が求められる中原街道沿道南側（洗足池駅周辺）の建築物



②緑との調和が求められる、公園外周の樹木の間に見える建築物



④公園外周の樹木を超えて見える建築物や屋外広告物



2. 洗足池周辺における景観形成の概要

・洗足池周辺では、風致地区にふさわしい洗足池周辺の良好な住宅地景観と洗足池公園内からの良好な景観を保全すること（第6回景観審議会において提示した2つの景観形成の方向性）を目的として、
 ① 景観形成重点地区による景観形成、②洗足池公園等からの開放的な景観の保全に関する景観形成の2つの景観形成に取り組みます。



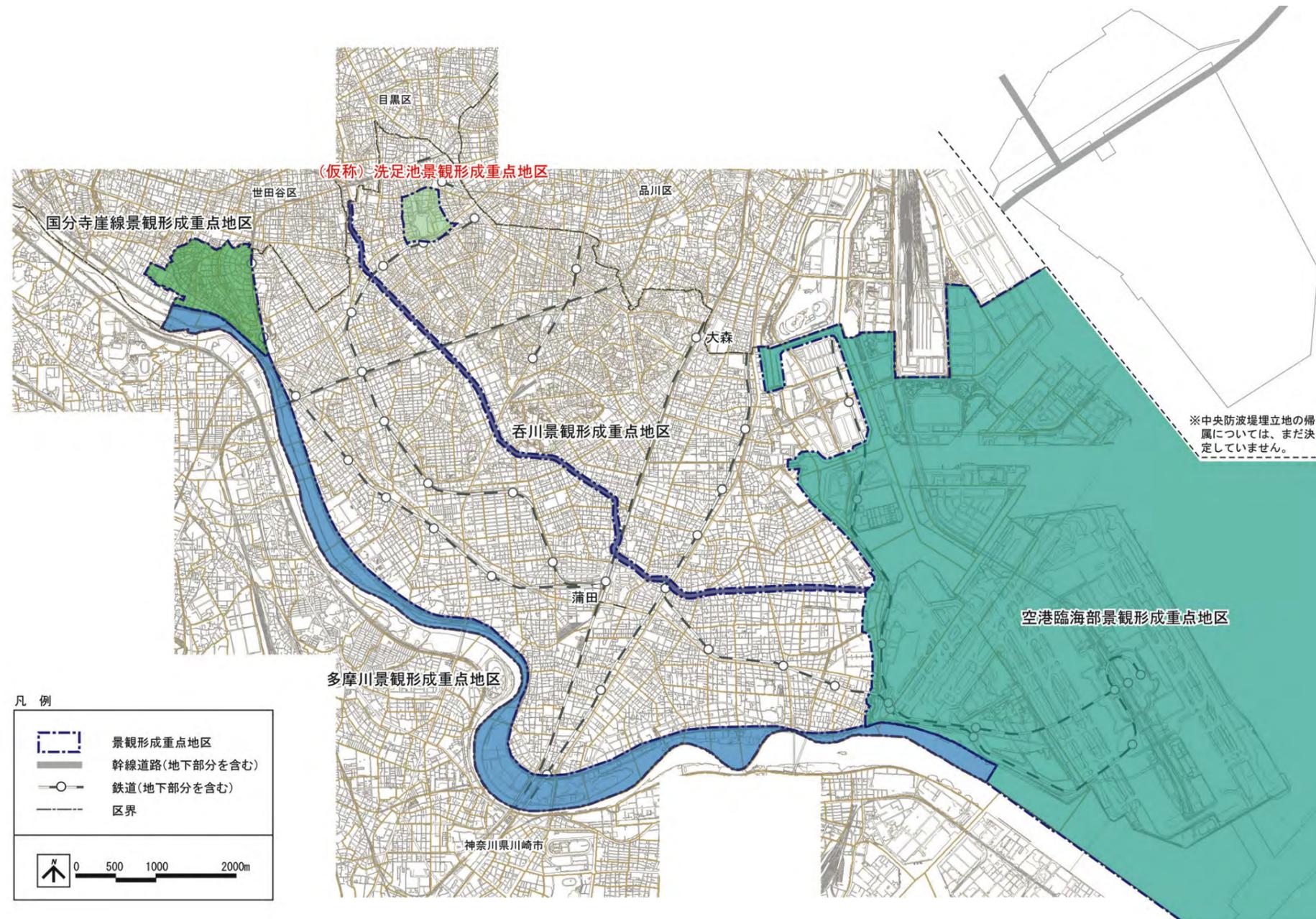
3-1. 景観形成重点地区による景観形成

・本区において5地区目となる（仮称）洗足池景観形成重点地区を指定し、独自の景観形成の目標、方針及び基準を定め、景観形成を誘導します。

(1) 景観形成重点地区の追加（大田区景観計画 第2章 4）（3）区として重点的に進める景観づくり（30、31 ページ）に新規追加）

地区名	対象とする区域
空港臨海部景観形成重点地区	羽田空港、東京港に面する埋立地島部及び水際から50mの陸域並びに運河、海老取川及び海域を合わせた区域（平和島を除く）
国分寺崖線景観形成重点地区	多摩川の河川区域境界、区界及び東急東横線等で囲まれた区域
多摩川景観形成重点地区	多摩川の河川区域及び河川区域境界から100mの陸域を合わせた区域（空港臨海部景観形成重点地区、国分寺崖線景観形成重点地区の区域を除く）
呑川景観形成重点地区	呑川の河川区域及び河川区域境界からそれぞれ50mの陸域を合わせた区域（空港臨海部景観形成重点地区の区域を除く）
（仮称）洗足池景観形成重点地区	洗足風致地区、洗足風致地区地区計画の区域及びその南側にある幹線道路沿道市街地（中原街道）の区域

■景観形成重点地区 位置図



(2) 景観形成重点地区の内容 (大田区景観計画 第3章 3) (3) 景観形成重点地区における景観形成 (107～137 ページ) に新規追加)

(a) 区域

- ・洗足風致地区、洗足風致地区地区計画の区域及びその南側にある幹線道路沿道市街地 (中原街道) の区域とします。

(b) 景観形成の目標

洗足池公園を中心としたうるおいのある自然環境や豊かな歴史的資源、良好な住宅地などが調和した景観づくり

■ 景観の特徴

主な特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と調和した住宅地。 ・洗足池公園や洗足池駅周辺 (駅前、駅構内) からの開放的な景観。 ・風致地区の指定を契機とした公益社団法人洗足風致協会を中心とした地元のまちづくりにより育まれた景観。
住宅地内 (中原街道沿道を除く)	<p><u>〔洗足池公園〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗足池公園からの開放的な景観。 ・武蔵野台地の湧水をせき止めた池であり、かつては灌漑用水として利用された、都内屈指の広さを有する洗足池。 ・公園内にはホタルの自生地を目指すことを目指している水生植物園、桜山、松山などがあり、春にはサクラを、初夏には新緑、秋には紅葉、冬は渡り鳥が飛来するなど、四季折々の自然を楽しむことができる自然環境。 ・旧清明文庫や妙福寺祖師堂 (旧七面大明神堂)、日蓮上人の袈裟懸けの松、千束八幡神社、弁天島にある弁財天社、勝海舟夫妻墓所、西郷隆盛留魂詩碑、徳富蘇峰詩碑などの歴史的資源の点在。 ・イベントの実施、子ども広場や桜広場などで子どもたちが遊ぶ姿、貸しボートで洗足池を楽しむ姿など、公園で憩う人々の様々な動きが見える景観。 <p><u>〔洗足池公園以外〕</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元のまちづくりや風致地区の指定などにより育まれてきた、緑豊かで低層の閑静な住宅地。 ・坂道など起伏のある地形、曲線の多い道路による変化に富んだ景観。
中原街道沿道	<ul style="list-style-type: none"> ・沿道から眺めることができる洗足池と周辺の緑。(幹線道路沿道市街地における記述と同じ) ・洗足池公園からも眺めることができる、集合住宅など中高層の建築物が立ち並ぶ景観。 ・坂道など起伏のある地形、曲線のある道路による変化に富んだ景観。 ・洗足池駅周辺の低層部に店舗が連続する景観。

○住宅地内 [洗足池公園]



洗足池公園からの開放的な景観



水生植物園 (ビオトープ)



桜山のサクラ (春)



新緑の松山 (初夏)



紅葉 (秋)



(仮称) 勝海舟記念館として整備予定の旧清明文庫



妙福寺祖師堂 (旧七面大明神堂)



千束八幡神社



弁天島にある弁財天社



周辺整備が予定される
勝海舟夫妻墓所

○住宅地内 [洗足池公園以外]



緑豊かな低層の住宅地



公園からの緑の連続性を創出する
共同住宅



公園と一体の景観をなす戸建住宅
(洗足池公園内西側)



起伏のある地形、曲線のある
道路沿道の景観

○中原街道沿道



洗足池公園内の弁天島から
眺めることができる、
中高層の建築物が立ち並ぶ景観



起伏のある地形、曲線のある
変化に富んだ景観
(西側から洗足池駅方面への眺め)



洗足池駅



歩道橋撤去(平成29年1月)後の
中原街道沿道(洗足池駅前)



洗足池駅周辺の
低層部に店舗が連続する景観

(c) 景観形成の方針（景観法第8条第3項関係）

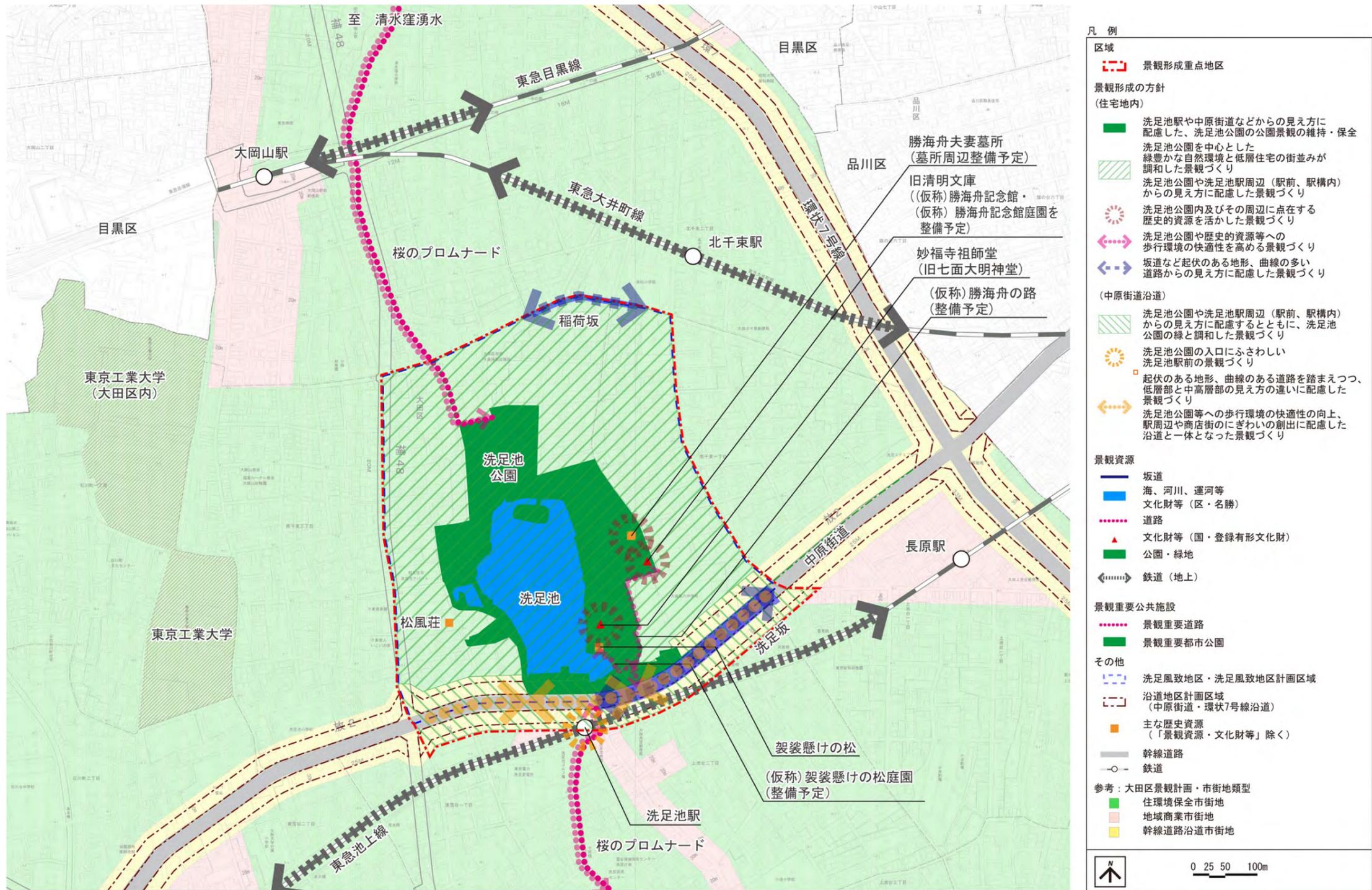
○住宅地内（中原街道沿道を除く）

- ・洗足池駅や中原街道などからの見え方にも配慮しつつ、洗足池公園の公園景観の維持・保全を図ります。
- ・洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と低層住宅の街並みが調和した景観づくりを進めます。
- ・洗足池公園内及びその周辺に点在する歴史的資源を活かした景観づくりを進めます。
- ・洗足池公園や歴史的資源等への歩行環境の快適性を高める景観づくりを進めます。
- ・坂道などに見られる起伏のある地形、曲線の多い道路からの見え方に配慮した景観づくりを進めます。
- ・洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮した景観づくりを進めます。

○中原街道沿道

- ・洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮するとともに、洗足池公園の緑と調和した景観づくりを進めます。
- ・洗足池公園の入口にふさわしい洗足池駅前の景観づくりを進めます。
- ・起伏のある地形、曲線のある道路を踏まえつつ、低層部と中高層部の見え方の違いに配慮した景観づくりを進めます。
- ・洗足池公園等への歩行環境の快適性の向上、駅周辺や商店街のにぎわいの創出に配慮した沿道と一体となった景観づくりを進めます。

■（仮称）洗足池景観形成重点地区方針図



(d) 景観形成基準（景観法第8条第2項第2号関係）

○建築物の建築等

届出対象行為：建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

届出対象規模：すべての建築行為

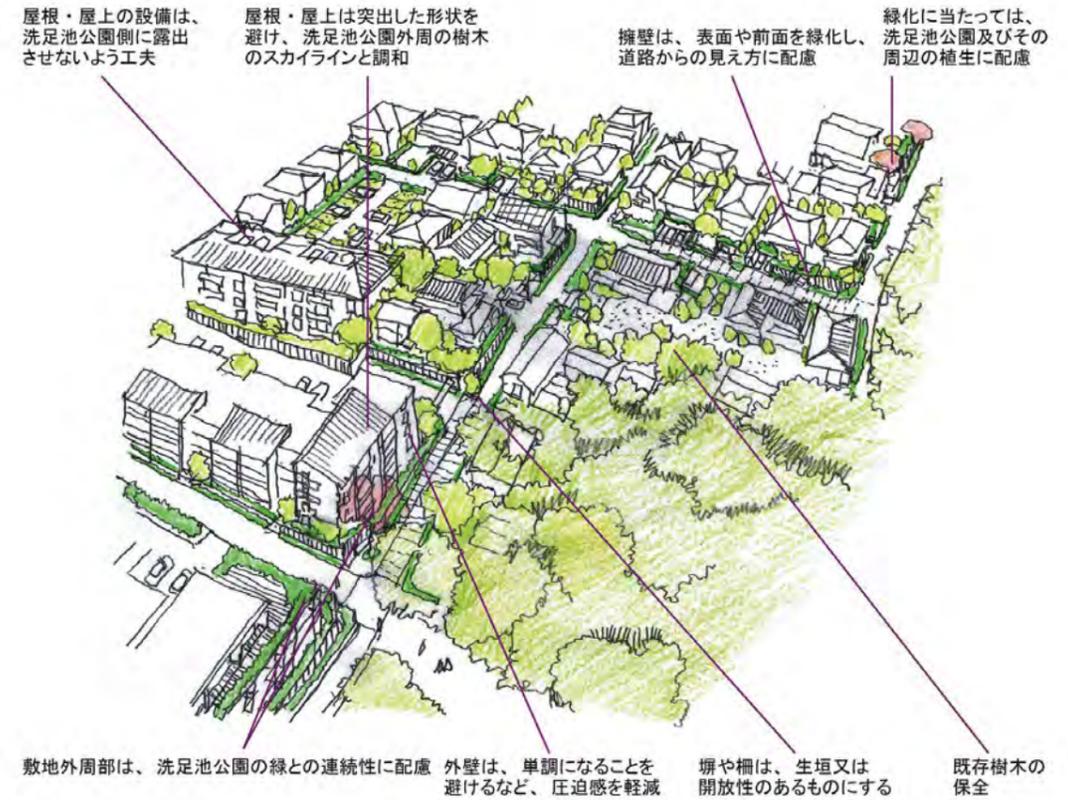
景観形成基準：次表のとおり

配置	<p>[住宅地内・中原街道沿道共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗足池公園や周囲の緑など緑の景観が連続するような配置とする。 ・洗足池公園に対して圧迫感を与えない配置とする。
高さ・規模	<p>[住宅地内・中原街道沿道共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高さは、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺建築物群のスカイラインとの調和を図る。 <p>[住宅地内]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洗足池公園に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地では、洗足池公園から見たときに、公園外周の樹木の最高高さを超え見えないよう工夫する。
形態・意匠・色彩	<p>[住宅地内・中原街道沿道共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・形態・意匠は、建築物自体のバランスだけでなく、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺の街並みとの調和を図る。 ・外壁は、単調な壁面になることを避けるなど、圧迫感の軽減を図る。 ・色彩は色彩基準*に適合するとともに、洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方や周辺の建築物、緑との調和を図る。 ・建築物に付帯する設備等は、洗足池公園や道路等に向けてできるだけ設置しないようにする。設置する場合は、目隠しをするなど、見え方に配慮する。 ・屋根・屋上は、突出した形状を避け、洗足池公園外周の樹木のスカイラインや周辺建築物と調和したものとする。 ・屋根・屋上に設備等がある場合は、洗足池公園側に露出させないよう工夫する。 ・建築物の外装材は、洗足池公園からの見え方に配慮し、反射素材などの素材の使用は避ける。 <p>[中原街道沿道]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根・屋上に広告物等を設置してはならない。 ・開口部を工夫したり、壁面を分節したりするなど、洗足池公園や中原街道に対して圧迫感を感じさせず、無表情にならないようにする。 ・低層部は歩行者からの見え方、中高層部は遠距離からの見え方に配慮し、色調や素材を使い分けるなど工夫する。 ・商店街に位置する場合は、低層部は店舗や開口部を設けるなど、駅周辺や商店街のにぎわいを損ねないよう配慮する。
公開空地・外構・緑化	<p>[住宅地内・中原街道沿道共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地外周部は緑化し、潤いのある空間を創出する。特に洗足池公園や周囲の緑との連続性に配慮する。 ・洗足池公園や道路に面して塀や柵を設ける場合は、できる限り生垣又は開放性のあるものとする。 ・緑化に当たっては、洗足池公園及びその周辺の植生に配慮する。 ・既存樹木はできる限り保全する。 ・洗足池公園から見える場合は、できる限り洗足池公園側に向けて緑化するなど、公園の緑との調和を図る。 ・擁壁を設ける場合は、地形になじむ傾斜を付けたり、表面の素材や仕上げの工夫、表面や擁壁前の空間を緑化するなど、道路からの見え方に配慮する。 ・夜間の景観を落ち着いたものにするため、過度な照明を使用しない。

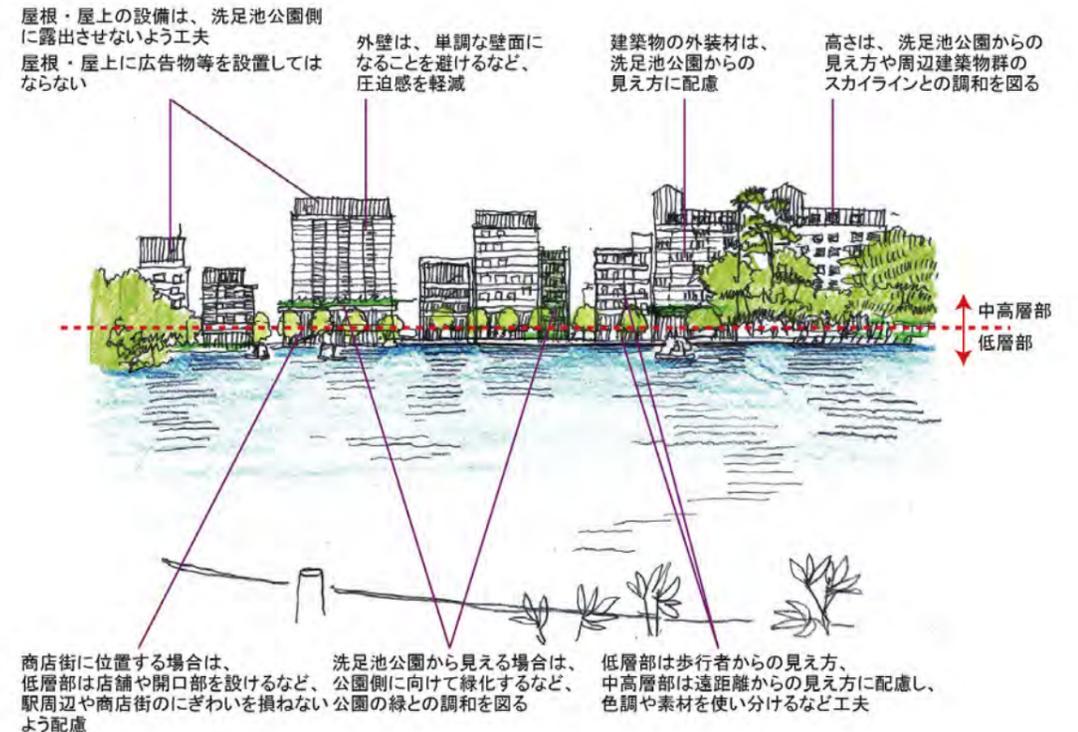
*（仮称）洗足池景観形成重点地区の独自の色彩基準（本資料10～12ページ参照）

■景観形成基準の適用イメージ

○住宅地内



○中原街道沿道



○工作物の建設等

届出対象行為：工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

工作物の種類と届出規模：次表のとおり

工作物の種類	届出規模
煙突、鉄柱、装飾塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの※	高さ≧10m
昇降機、ウォーターシャフト、コースターその他これらの類するもの（回転運動をする遊戯施設を含む）	高さ≧10m又は
製造施設、貯蔵施設、遊戯施設、自動車車庫（建築物である物を除く）その他これらに類するもの	築造面積≧1,000㎡

※架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの（擁壁を含む）並びに電気通信事業法第2条第5項に規定する電気通信事業者の電気通信用のものを除く。

景観形成基準：次表のとおり

配置	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・計画敷地や周辺に寺社や記念碑などの歴史的資源や樹木などの残すべき自然がある場合は、これらの資源が周辺の公共施設（道路・公園）から見えるような配置とする。
高さ・規模	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方、周辺建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの工作物は避ける。 [住宅地内] ・洗足池公園に面する敷地、若しくは道路を挟んで面する敷地では、洗足池公園から見たときに、公園外周の樹木の最高高さを超えて見えないよう工夫する。
形態・意匠・色彩	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・色彩は色彩基準*に適合するとともに、洗足池公園や散策路、周辺の建築物、緑との調和を図る。 ・洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）からの見え方に配慮した落ち着いたものがある形態・意匠とする。特に中原街道沿道では、建築物の屋根・屋上に広告物の工作物等は設置してはならない。
公開空地・外構・緑化	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・夜間の景観を落ち着いたものにするため、過度な照明を使用しない。 ・緑化を行うに当たっては、洗足池公園及びその周辺の植生に適した樹種を選定する。また、植樹は洗足池公園や洗足池駅周辺（駅前、駅構内）から見たときに工作物への視界をさえぎるような配置とする。 ・敷地内や屋上、壁面等の緑化を推進し、緑豊かで落ち着いたものがある景観形成を図る。

*「建築物の建築等」と同じ内容の色彩基準（本資料10～12ページ参照）を適用

○開発行為

届出対象行為：都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）

届出対象規模：開発区域の面積≧3,000㎡

景観形成基準：次表のとおり

土地利用	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・事業地内外の緑が、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 ・事業地に設置するオープンスペースは、周辺市街地の緑、公園や散策路と連続する配置とする。
造成	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・斜面の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が生じないようにする。
空地・外構・緑化	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・事業地内はできる限り緑化するとともに、洗足池公園や周辺の景観との調和を図り、うるおいのある空間を創出する。 ・緑化に当たっては、洗足池公園及びその周辺の植生に調和した樹種を選定する。

○土地の開墾、土石の堆積、水面の埋立て等

届出対象行為・規模：次表のとおり

行為の種類	届出規模
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	造成面積≧3,000㎡
屋外における土石・廃棄物・再生資源・その他の物件の堆積	
水面の埋立て又は干拓	

景観形成基準：次表のとおり

造成等	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・事業地内外の緑が、周辺市街地の緑、公園や散策路と一体となる緑のネットワークが形成できる計画とする。 ・斜面の大幅な改変を避け、長大な擁壁や法面等が生じないようにする。 ・斜面での造成等はできる限り避ける。やむを得ず、斜面で造成等を行う場合は、法面緑化などの修景を行う。
緑化	[住宅地内・中原街道沿道共通] ・事業地内はできる限り緑化し、洗足池公園や周辺の景観との調和を図り、うるおいのある空間を創出する。 ・緑化に当たっては、洗足池公園及びその周辺の植生に調和した樹種を選定する。

◆色彩基準〈大田区景観計画 第3章 3〉(4) 色彩に関する基準 (138～145 ページ) に新規追加)

- ・地区独自の色彩基準を定めます。

○(仮称) 洗足池景観形成重点地区における色彩の基本的な考え方

- ・洗足池公園を中心とした緑豊かな自然環境と低層住宅の街並みに調和した色彩を誘導します。
- ・住宅地内の基本色は、洗足池公園の緑と調和した低彩度の色彩とし、暖色系の色相を基本とします。
また、洗足池公園内から見える建築物については、緑との対比が極端に強い明るい色彩は避け、明度や彩度を抑えた色彩を基本とします。
- ・中原街道沿道の基本色は、洗足池公園の緑から突出しないよう、緑の彩度程度を上限とします。
- ・屋根色は、洗足池公園の緑との調和を図り、明度や彩度を抑えた色彩を用いることとします。また、周囲の街並みとの調和を図り、極端に暗い色彩は避けることとします。
- ・住宅地内については、アクセント色の使用は不可とします。
- ・市街地類型又は景観形成重点地区によらない独自の色彩基準を定めている特定大規模建築物等*においても、本地区の色彩基準を適用します。

■市街地類型及び景観形成重点地区、特定大規模建築物等別の基準の構成

地区名		基準の区分			
		基本色	強調色	屋根色	アクセント色
市街地 類型	住環境保全市街地				
	住環境向上市街地				
	拠点商業市街地				
	地域商業市街地	○	○	-	○
	住工調和市街地				
	産業促進市街地				
	幹線道路沿道市街地				
景観形 成重点 地区	空港臨海部景観形成重点地区				○
	国分寺崖線景観形成重点地区				-
	多摩川景観形成重点地区	○	○	○	○
	呑川景観形成重点地区				
	(仮称)洗足池景観 形成重点地区				
	住宅地内 中原街道沿道				- ○
特定大規模建築物等 (国分寺崖線景観形成重点地区、(仮称)洗 足池景観形成重点地区を除く)		○	○	-	○

【参考】色彩基準の構成 (出典：大田区色彩ガイドライン)

◆面積比による色彩基準の設定

- 基本色
 - ・外壁の各面面積の4/5以上は、色彩基準における基本色の基準に適合した色彩とします。
- 強調色
 - ・外壁の各面面積の1/5以下は、強調色の基準に適合した色彩を使用することができます。
- 屋根色(陸屋根を除く)
 - ・屋根の色彩は、屋根の色彩基準に適合した色彩を使用します。
- アクセント色
 - ・強調色の他にアクセントをつける場合は、外壁の各面面積の1/20に限り、全体の色彩を考慮した上で、自由な色彩を使用することができます。
 - ・強調色とアクセント色の総量は外壁の各面面積の1/5以内とします。



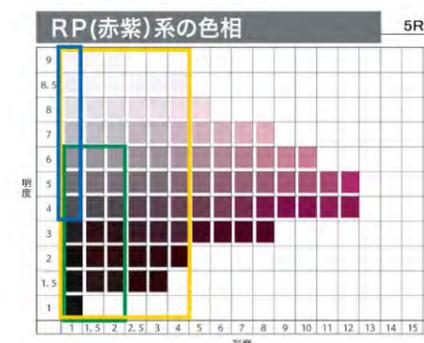
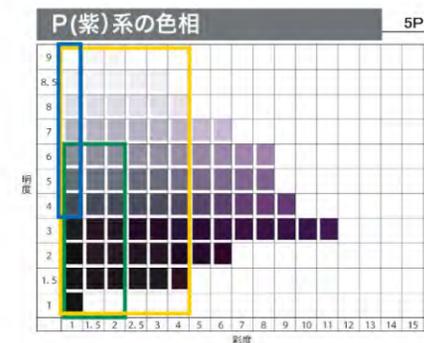
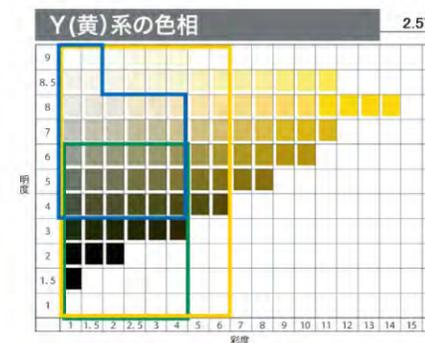
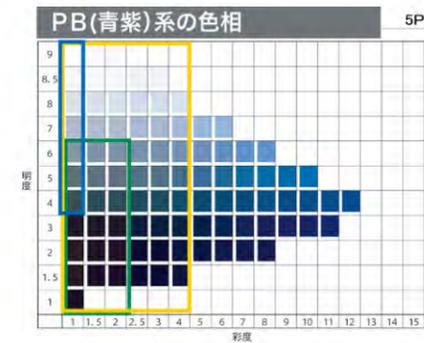
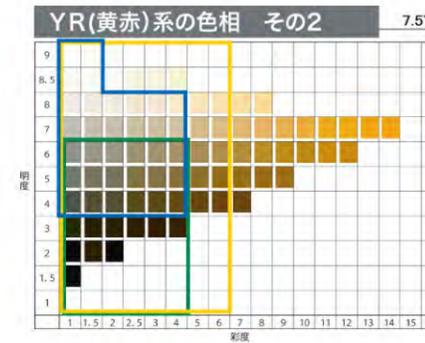
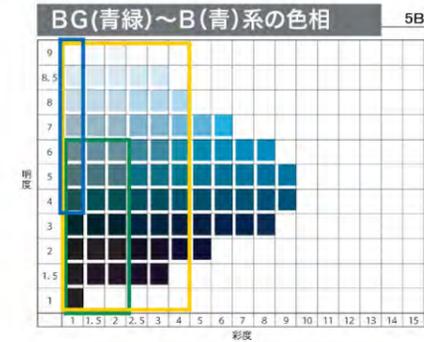
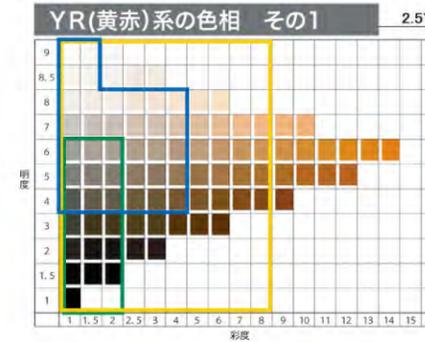
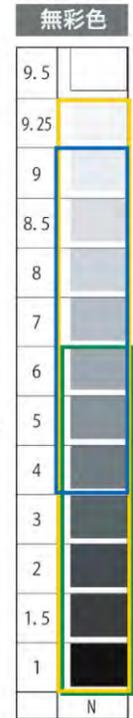
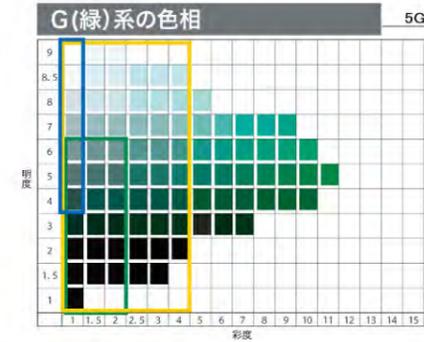
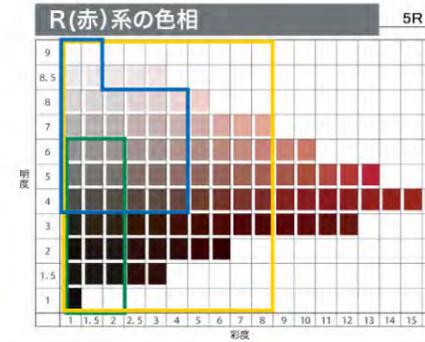
*色彩基準が適用される建築物及び工作物の規模は以下のとおりです。

- ・高さ 45m 以上又は延べ面積 10,000 m²以上の建築物
- ・高さ 45m 以上の工作物

○住宅地内の色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度	【参考】 現在適用されている市街地類型の色彩基準との比較
基本色	無彩色	N	4以上9以下	-	明度上限値導入
	有彩色	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	同一基準
			8.5以上	1.5以下	
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	4以下	彩度規制強化
その他	4以上8.5未満	1以下	同一基準		
強調色	無彩色	N	9.25以下	-	明度上限値強化
	有彩色	0R~4.9YR	-	8以下	彩度の緩和
		5.0YR~5.0Y	-	6以下	
その他	-	-	4以下	-	
屋根色	無彩色	N	6以下	-	新規導入
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	
		その他	-	2以下	

【参考】住宅地内の色彩基準のイメージ



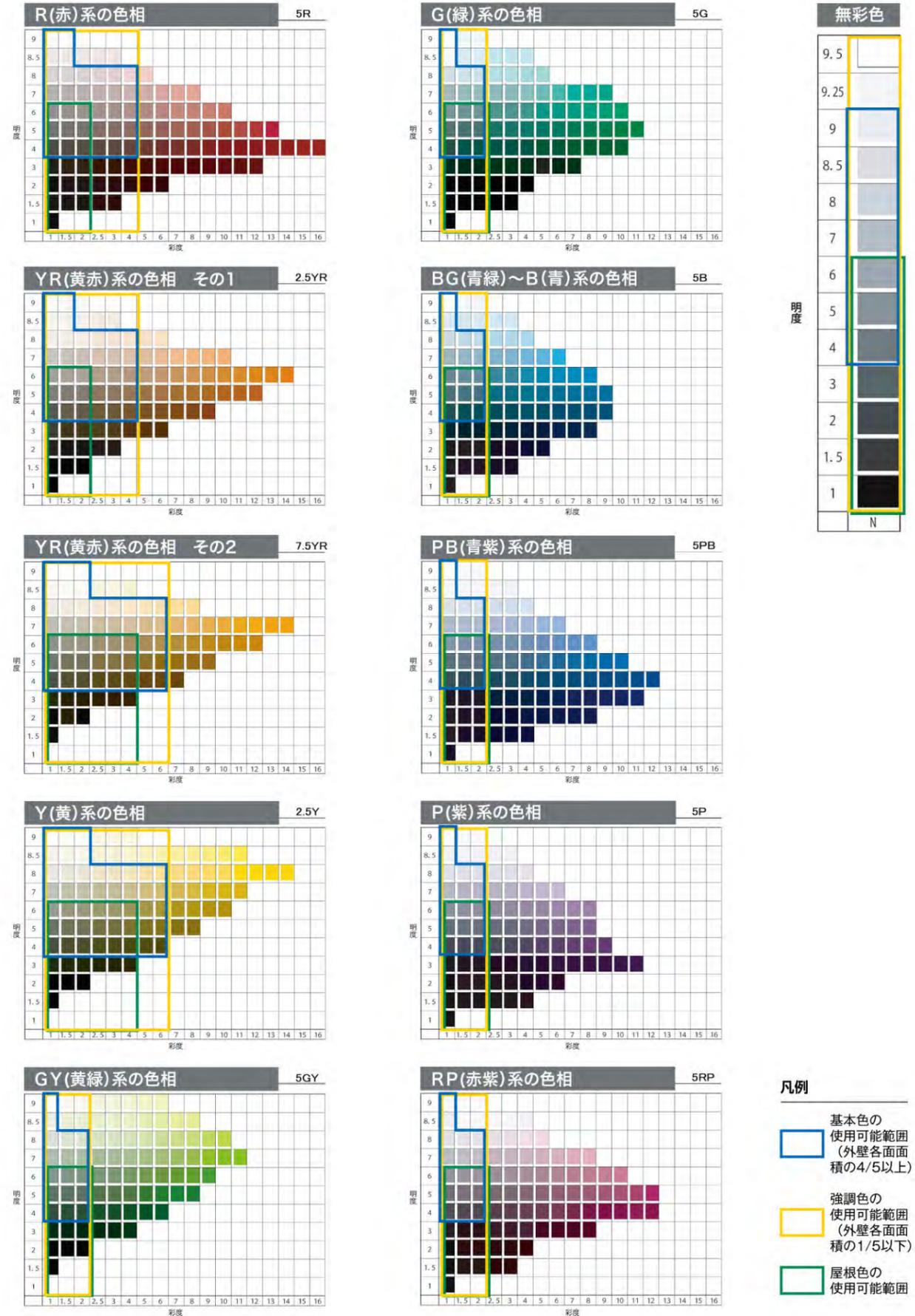
凡例

- 基本色の使用可能範囲 (外壁各面面積の4/5以上)
- 強調色の使用可能範囲 (外壁各面面積の1/5以下)
- 屋根色の使用可能範囲

○中原街道沿道の色彩基準

基準の区分	色彩の分類	色相	明度	彩度	【参考】 現在適用されている市街地類型の色彩基準との比較
基本色	無彩色	N	4以上9以下	-	明度上限値導入
	有彩色	0R~4.9YR	4以上8.5未満	4以下	同一基準
			8.5以上	1.5以下	
		5.0YR~5.0Y	4以上8.5未満	6以下	
その他	4以上8.5未満	2以下			
	8.5以上	1以下			
強調色	無彩色	N	-	-	新規導入
	有彩色	0R~4.9YR	-	4以下	
		5.0YR~5.0Y	-	6以下	
屋根色	無彩色	N	6以下	-	新規導入
	有彩色	5.0YR~5.0Y	6以下	4以下	
		その他		2以下	

【参考】中原街道沿道の色彩基準のイメージ



3-2. 洗足池公園等からの開放的な景観の保全 (大田区景観計画 第3章 3) (1) 市街地類型ごとの景観形成 (39~77 ページ) に新規追加)

・(仮称) 洗足池景観形成重点地区の周辺*において、該当する3つの市街地類型の内容に下表に示す景観形成基準を追加した上で、洗足池公園や洗足池駅周辺(駅前、駅構内)からの見え方に配慮した景観形成を誘導します。

○該当する市街地類型と追加する景観形成基準

該当する市街地類型	誘導を図る行為	適用する景観形成基準
・住環境保全市街地 ・地域商業市街地 ・幹線道路沿道市街地	・建築物の建築等 ・工作物の建設等	・該当する市街地類型における景観形成基準に以下の基準を追加 【追加する景観形成基準】(仮称) 洗足池景観形成重点地区の周辺*では、洗足池公園及び洗足池駅周辺(駅前、駅構内)からの見え方に配慮した形態・意匠とする。 ・該当する市街地類型における景観形成基準

*図中の水色斜線網掛け区域

